



鳥取県公報

平成18年 9月12日(火)
第 7 8 2 1 号

毎週火・金曜日発行

目 次

告 示	貸付金の元利償還金の徴収及び収納の事務の委託 (653) (税務課) 1
	特定非営利活動法人の設立の認証の申請 (654) (中部総合事務所県民局) 1
	特定非営利活動法人の設立の認証の申請 (655) (西部総合事務所県民局) 2
	土地改良区の役員の就退任 (656) (西部総合事務所農林局) 2
	土地改良区の定款の変更の認可 (2件) (657・658) (耕地課) 3
	土地改良事業の認可申請の適否の決定 (659) (＃) 4
	保安林の指定施業要件の変更予定 (660) (森林保全課) 4
	県道の区域の変更 (661) (道路企画課) 5
	県道の供用の開始 (662) (＃) 5
公 告	保安林の指定施業要件の変更予定に係る森林所有者等への公示による 通知 (6件) (森林保全課) 5
	鳥取県採石条例の規定に基づく認可状況の公表 (治山砂防課)11
	鳥取県砂利採取条例の規定に基づく認可状況の公表 (＃)11
調達公告	公募型プロポーザル方式による受注者の選定 (行政経営推進課)12

告 示

鳥取県告示第653号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定に基づき、貸付金の元利償還金の徴収及び収納の事務を次のとおり委託したので、同条第2項の規定により告示する。

平成18年 9月12日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 委託の相手

山陰債権回収株式会社

2 委託した貸付金の元利償還金

鳥取県漁業研修支援資金(平成13年度貸付決定番号第2号及び平成14年度貸付決定番号第6号に係るものに限る。)

3 委託年月日

平成18年 8月24日

鳥取県告示第654号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動促進法第10条第1項第1号、第2号イ、第5号、第7号及び第8号に掲げる書類は、平成18年10月29日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成18年9月12日

鳥取県中部総合事務所長 山 本 光 範

1 申請のあった年月日

平成18年8月29日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人オレンジ

3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名

牧田 卓也

4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地

東伯郡琴浦町大字松谷5

5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的

この法人は、子供からお年寄りまで、幅広い地域住民に対して、地産地消推進活動や音楽振興事業、スポーツ振興などの数々の活動を通して地域の活性化に寄与することを目的とする。

鳥取県告示第655号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定に基づき、次のとおり特定非営利活動法人の設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により告示する。

特定非営利活動促進法第10条第1項第1号、第2号イ、第5号、第7号及び第8号に掲げる書類は、平成18年10月8日までの間、インターネットを利用する方法により公衆の縦覧に供する。

平成18年9月12日

鳥取県西部総合事務所長 大 西 喜 久 子

1 申請のあった年月日

平成18年8月8日

2 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人マンマプロジェクト

3 申請に係る特定非営利活動法人の代表者の氏名

松浦 慈朗

4 申請に係る特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地

米子市車尾南一丁目13 - 15

5 申請に係る特定非営利活動法人の定款に記載された目的

この法人は、子どもが、老人ホーム・養護施設などの入居者あるいは健全な大人と触れ合うことにより、人を思いやる心を育てる為の心の健康ケア教室や産前産後の女性に対する心と体のケア教室などの各種ケア事業を行うと共に健康に対する認識を深める為の各種健康教室などを行う。さらに、社会的貢献を目指す多くのNPO法人と協調し地域住民の健康で安全な社会の実現に寄与することを目的とする。

鳥取県告示第656号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定に基づき、次のとおり香取土地改良区から役員が退任し、及び就任した旨の届出があったので、同条第17項の規定により告示する。

平成18年 9月12日

鳥取県西部総合事務所長 大 西 喜 久 子

退任した役員の氏名及び住所

理 事	吉田 穂	西伯郡大山町豊房2665
"	行天 孝	西伯郡大山町豊房2680
"	井上 静雄	西伯郡大山町豊房2507
"	豊嶋 清	西伯郡大山町豊房2410
"	登倉 寿一	西伯郡大山町殿河内1075
"	兵郷 修	西伯郡大山町加茂3671
"	田中 喬	西伯郡大山町豊房2518
監 事	鉦谷 安範	西伯郡大山町豊房2738
"	来嶋 仁志	西伯郡大山町豊房2598
"	近藤 正幸	西伯郡大山町松河原1884

平成18年 8月11日退任

就任した役員の氏名及び住所

理 事	吉田 穂	西伯郡大山町豊房2665
"	石原 文義	西伯郡大山町豊房2693
"	井上 静雄	西伯郡大山町豊房2507
"	豊嶋 清	西伯郡大山町豊房2410
"	登倉 寿一	西伯郡大山町殿河内1075
"	兵郷 修	西伯郡大山町加茂3671
"	田中 喬	西伯郡大山町豊房2518
監 事	行天 孝	西伯郡大山町豊房2680
"	来嶋 仁志	西伯郡大山町豊房2598
"	近藤 正幸	西伯郡大山町松河原1884

平成18年 8月12日就任 任期 4年

鳥取県告示第657号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2条の規定に基づき、大鴨土地改良区の定款の変更を平成18年9月7日認可したので、同条第3項の規定により告示する。

平成18年 9月12日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県告示第658号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第30条第2条の規定に基づき、尾高井手土地改良区の定款の変更を平成18年9月5日認可したので、同条第3項の規定により告示する。

平成18年 9月12日

鳥取県知事 片 山 善 博

鳥取県告示第659号

境港市渡町929 - 1 渡辺泰良ほか49人の者が共同して行う土地改良事業（非補助土地改良事業下大沢地区区画整理）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第95条第3項の規定において準用する同法第8条第6項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

平成18年9月12日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 縦覧に供する書類
土地改良事業計画書及び規約の写し
- 2 縦覧に供する期間
平成18年9月12日から同年10月2日まで
- 3 縦覧に供する場所
境港市役所
- 4 異議の申出
利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して15日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第660号

次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

平成18年9月12日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所
鳥取市佐治町中字後口畑116の1、120の2、120の5、124の1、字四万谷129の3、129の4、129の7、129の11、129の14、129の15、129の17、129の19、129の21、129の25、129の36、129の37、字奥山281の2、282の1、282の2、283、284、284の1から284の4まで、字四萬谷上307の4から307の8まで、307の10、307の12、字三王谷310の1、310の5、310の6、佐治町栃原字クラリン谷348、349、350の1、350の2、351、字瀧ノ下モ365、378、379
- 2 保安林として指定された目的
水源のかん養
- 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、鳥取市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。)

鳥取県告示第661号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、県道の区域を次のように変更したので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成18年9月12日から2週間鳥取県県土整備部道路企画課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

平成18年9月12日

鳥取県知事 片 山 善 博

路 線 名	区 間	変 更 前後別	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
米子環状 線	米子市道笑町四丁目133地先から同市車 尾七丁目1506 - 6 地先まで	変更前	1.6 ~ 39.0	3,280.0
		変更後	16.0 ~ 70.0	2,278.0

鳥取県告示第662号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり県道の供用を開始するので、同項の規定により告示する。

その関係図面は、平成18年9月12日から2週間鳥取県県土整備部道路企画課（鳥取市東町一丁目220）において一般の縦覧に供する。

平成18年9月12日

鳥取県知事 片 山 善 博

路 線 名	区 間	供用開始の期日
米子環状線	米子市道笑町四丁目133地先から同市車尾七丁目1506 - 6 地先まで	平成18年9月12日

公 告

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定による通知を受け取るべき森林所有者又はその森林に関し登記した権利を有する者（以下「森林所有者等」という。）の住所が不明なので、同法第189条の規定により、次のとおり公告する。

なお、森林所有者等及び関係人は、いつでも下記の保管場所で通知を受け取ることができる。

平成18年9月12日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 2 通知の要旨 次の表の左欄に掲げる森林所有者等の所有又は権利に係る同表の右欄に掲げる土地について、森林法第33条の3において準用する同法第30条の規定により行った保安林の指定施業要件の変更予定の告示（平成18年8月4日付鳥取県告示第562号）の内容
（告示の内容）

(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

次の表の左欄に掲げる森林所有者等の別に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる場所

本家 さき	八頭郡若桜町大字大野字家ノ谷435
木島岩太郎	八頭郡若桜町大字大野字家ノ谷438
中尾彌之造	〃
中尾甚九郎	〃
中尾 順八	八頭郡若桜町大字若桜字馬橋ノ元1270の3
矢部 秀藏	八頭郡若桜町大字若桜字馬橋1500
岡崎 謙	八頭郡若桜町大字若桜字馬橋1503の1
〃	八頭郡若桜町大字若桜字馬橋1504
平家吉次郎	八頭郡若桜町大字落折字稲丸227の94
中尾 徳蔵	八頭郡若桜町大字中原字上ミノ谷1148
鈴木 鹿後	八頭郡若桜町大字中原字大ホフシ1367の4
〃	八頭郡若桜町大字中原字大ホフシ1367の7
門河 近蔵	八頭郡若桜町大字中原字大ホフシ1367の10
隅田 邦男	八頭郡若桜町大字中原字大ホフシ1367の11
鈴木 鹿後	八頭郡若桜町大字中原字大ホフシ1367の29
本家 忠治	八頭郡若桜町大字中原字大ホフシ1367の36
〃	八頭郡若桜町大字中原字大ホフシ1367の37
門河 近蔵	八頭郡若桜町大字中原字大ホフシ1367の40
〃	八頭郡若桜町大字中原字大ホフシ1367の41
鈴木 鹿後	八頭郡若桜町大字中原字大ホフシ1367の43

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、若桜町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び若桜町役場に備え置いて縦覧に供する。）

3 通知の掲示場所 若桜町役場

4 通知の保管場所 鳥取県農林水産部森林保全課

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定による通知を受け取るべき森林所有者又はその森林に関し登記した権利を有する者（以下「森林所有者等」という。）藪田 甚吉 の住所が不

明なので、同法第189条の規定により、次のとおり公告する。

なお、森林所有者等及び関係人は、いつでも下記の保管場所で通知を受け取ることができる。

平成18年9月12日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 通知の題名 保安林の指定施業要件の変更予定について
- 2 通知の要旨 森林所有者等の所有又は権利に係る八頭郡若桜町大字糸白見字阿サ谷690の39の土地について、森林法第33条の3において準用する同法第30条の規定により行った保安林の指定施業要件の変更予定の告示（平成18年8月4日付鳥取県告示第563号）の内容
（告示の内容）
 - （1） 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所
八頭郡若桜町大字糸白見字阿サ谷690の39
 - （2） 保安林として指定された目的
水源のかん養
 - （3） 変更後の指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - （ア） 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - （イ） 主伐として伐採をすることができる立木は、若桜町森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - （ウ） 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び若桜町役場に備え置いて縦覧に供する。）
- 3 通知の掲示場所 若桜町役場
- 4 通知の保管場所 鳥取県農林水産部森林保全課

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定による通知を受け取るべき森林所有者又はその森林に関し登記した権利を有する者（以下「森林所有者等」という。）の住所が不明なので、同法第189条の規定により、次のとおり公告する。

なお、森林所有者等及び関係人は、いつでも下記の保管場所で通知を受け取ることができる。

平成18年9月12日

鳥取県知事 片 山 善 博

- 1 通知の題名 保安林の指定施業要件の変更予定について
- 2 通知の要旨 次の表の左欄に掲げる森林所有者等の所有又は権利に係る同表の右欄に掲げる土地について、森林法第33条の3において準用する同法第30条の規定により行った保安林の指定施業要件の変更予定の告示（平成18年8月4日付鳥取県告示第564号）の内容
（告示の内容）
 - （1） 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所
次の表の左欄に掲げる森林所有者等の別に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる場所

足立 倫康	鳥取市鹿野町末用字露谷2243の3
山名平一郎	鳥取市鹿野町閉野字堂ノ前448の8

(2) 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、鳥取市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。)

3 通知の掲示場所 鳥取市役所

4 通知の保管場所 鳥取県農林水産部森林保全課

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定による通知を受け取るべき森林所有者又はその森林に関し登記した権利を有する者（以下「森林所有者等」という。）の住所が不明なので、同法第189条の規定により、次のとおり公告する。

なお、森林所有者等及び関係人は、いつでも下記の保管場所で通知を受け取ることができる。

平成18年9月12日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 通知の題名 保安林の指定施業要件の変更予定について

2 通知の要旨 次の表の左欄に掲げる森林所有者等の所有又は権利に係る同表の右欄に掲げる土地について、森林法第33条の3において準用する同法第30条の規定により行った保安林の指定施業要件の変更予定の告示（平成18年8月4日付鳥取県告示第565号）の内容
(告示の内容)

(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

次の表の左欄に掲げる森林所有者等の別に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる場所

山本 源八	鳥取市鹿野町末用字辨慶谷302
原田増次郎	鳥取市鹿野町末用字辨慶谷314
兼田 又藏	鳥取市鹿野町末用字辨慶谷321

(2) 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、鳥取市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。)

3 通知の掲示場所 鳥取市役所

4 通知の保管場所 鳥取県農林水産部森林保全課

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定による通知を受け取るべき森林所有者又はその森林に関し登記した権利を有する者（以下「森林所有者等」という。）の住所が不明なので、同法第189条の規定により、次のとおり公告する。

なお、森林所有者等及び関係人は、いつでも下記の保管場所で通知を受け取ることができる。

平成18年9月12日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 通知の題名 保安林の指定施業要件の変更予定について

2 通知の要旨 次の表の左欄に掲げる森林所有者等の所有又は権利に係る同表の右欄に掲げる土地について、森林法第33条の3において準用する同法第30条の規定により行った保安林の指定施業要件の変更予定の告示（平成18年8月4日付鳥取県告示第566号）の内容
(告示の内容)

(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

次の表の左欄に掲げる森林所有者等の別に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる場所

国土観光開発株式会社代表者	鳥取市鹿野町末用字金山2183の2
〃	鳥取市鹿野町末用字金山2184
高嶋 隆治	鳥取市鹿野町末用字金山2185の2
〃	鳥取市鹿野町末用字金山2187の1
〃	鳥取市鹿野町末用字金山2189の1

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、鳥取市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び鳥取市役所に備え置いて縦覧に供する。)

3 通知の掲示場所 鳥取市役所

4 通知の保管場所 鳥取県農林水産部森林保全課

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定による通知を受け取るべき森林所有者又はその森林に関し登記した権利を有する者（以下「森林所有者等」という。）の住所が不明なので、同法第189条の規定により、次のとおり公告する。

なお、森林所有者等及び関係人は、いつでも下記の保管場所で通知を受け取ることができる。

平成18年9月12日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 通知の題名 保安林の指定施業要件の変更予定について

2 通知の要旨 次の表の左欄に掲げる森林所有者等の所有又は権利に係る同表の右欄に掲げる土地について、森林法第33条の3において準用する同法第30条の規定により行った保安林の指定施業要件の変更予定の告示（平成18年8月4日付鳥取県告示第567号）の内容
（告示の内容）

1（1） 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

次の表の左欄に掲げる森林所有者等の別に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる場所

小椋孝次郎	倉吉市関金町明高字日氏向291
茅原 亀吉	〃

（2） 保安林として指定された目的

水源のかん養

（3） 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

（ア） 主伐に係る伐採種は、定めない。

（イ） 主伐として伐採をすることができる立木は、倉吉市森林整備計画で定める標準伐期
齢以上のものとする。

（ウ） 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

2（1） 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

次の表の左欄に掲げる森林所有者等の別に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる場所

山本 永寿	倉吉市関金町松河原字臼井1758
山根 沢恵	倉吉市関金町松河原字臼井1759
瀬尾 国蔵	倉吉市関金町松河原字臼井1760
大黒土地建物 株式会社代表者	倉吉市関金町関金宿字湯ノ奥1378
池田 宣夫	倉吉市関金町関金宿字湯ノ奥1379の1
〃	倉吉市関金町関金宿字湯ノ奥1379の2
西田 正光	倉吉市関金町関金宿字湯ノ奥1384
〃	倉吉市関金町関金宿字湯ノ奥1385
大黒土地建物 株式会社代表者	倉吉市関金町関金宿字湯ノ奥1387

（2） 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備
 (3) 変更後の指定施業要件
 ア 立木の伐採の方法
 (ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。
 (イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、倉吉市森林整備計画で定める標準伐期
 齢以上のものとする。
 (ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
 次のとおりとする。
 (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び倉吉市役所に備
 え置いて縦覧に供する。)

- 3 通知の掲示場所 倉吉市役所
- 4 通知の保管場所 鳥取県農林水産部森林保全課

採石法（昭和25年法律第291号）第33条の規定に基づき、採取計画の認可をしたので、鳥取県採石条例（平成15年鳥取県条例第72号）第12条の規定により次のとおり公表する。

平成18年9月12日

鳥取県土整備部治山砂防課長 山 田 和 成

氏名（名称及び 代表者の氏名）	住所（主たる事務 所の所在地）	認可の内容			認可年月日
		採石場の所在地及 び面積	採取をする岩石の 種類及び数量	認可の期間	
藤田商事 代表者 藤田 善久	日野郡江府町大字 武庫116 - 1	日野郡日南町印賀 字立石山592 - 5 外3筆 (62,933平方メー トル)	風化花崗岩（真砂 土） (16,883立方メー トル)	平成18年8月2日 から平成19年8月 1日まで	平成18年8 月2日
美保テクノス株 式会社 代表取締役 野津 一成	米子市昭和町25	西伯郡伯耆町畑池 字射矢谷尻 2628 - 1外9筆 (182,671平方メー トル)	風化花崗岩 (340,743立方メー トル)	平成18年9月29日 から平成23年9月 28日まで	平成18年8 月21日

砂利採取法（昭和43年法律第74号）第16条の規定に基づき、採取計画の認可をしたので、鳥取県砂利採取条例（平成15年鳥取県条例第73号）第11条の規定により次のとおり公表する。

氏名（名称及び 代表者の氏名）	住所（主たる事務 所の所在地）	認可の内容			認可年月日
		砂利採取場の所在 地及び面積	採取をする砂利の 種類及び数量	認可の期間	
有限会社サンパ イ 代表取締役	鳥取市湖山町北一 丁目131	鳥取市浜坂七丁目 604 - 1、605 (2,986.33平方メ -	砂（7,831.36立方 メートル）	平成18年8月29日 から平成19年8月 28日まで	平成18年8 月29日

岡村 行雄

トル)

調 達 公 告

公募型プロポーザル方式により委託業務の受託者を選定するので、次のとおり公告する。

平成18年 9月12日

鳥取県知事 片 山 善 博

1 業務の概要

- (1) 業務名 情報システム構築に係る基本設計等業務
- (2) 業務内容
 - ア 基本設計書確定業務及び発注仕様書作成支援業務
 - (ア) 福祉施設情報公表システム
 - (イ) 心身障害者扶養共済システム
 - イ 開発工程におけるプロジェクト監督業務
 - (ア) 福祉施設情報公表システム
 - (イ) 鳥取県農業近代化資金等電算処理システム
 - (ウ) 心身障害者扶養共済システム
- (3) 業務期間 契約締結日から平成19年 3月30日(金)まで
- (4) 委託料 399万円(消費税及び地方消費税の額を含む。)を上限とする。

2 参加資格等

この公募型プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件のすべてを満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 平成18年 9月12日(火)から本件業務の企画提案書の提出の日までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱(平成 7年 7月17日付第157号)に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (3) 平成18年 9月12日(火)から本件業務の企画提案書の提出の日までの間のいずれの日においても、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。
- (4) 平成18年10月 3日(火)までに、平成18年鳥取県告示第162号(物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について)に基づく競争入札参加資格のうち、情報処理サービスに係るものを有すること。

なお、このプロポーザルに参加を希望する者であって、当該資格区分に登録されていない者は、競争入札参加資格審査の申請書類を平成18年 9月21日(木)までに5の(6)の場所に提出すること。
- (5) 平成15年 4月 1日以降、国、都道府県又は市町村との間で、契約金額が500万円以上の情報システム開発業務(基本設計業務を含むものに限る。)又は200万円以上の基本設計業務を 3件以上受託した実績を有すること。
- (6) 1(2)イ(イ)に掲げる情報システムの開発業務を受託した者でないこと。

なお、このプロポーザルにより委託業務の受任者に選定され、本県と契約を締結した者は、1(2)イ(ア)

及び(ウ)に掲げる情報システムの開発業務の入札参加資格を失うものであること。

3 企画提案書の評価

企画提案書の評価は、企画提案書評価委員会（以下「評価委員会」という。）において、1(2)の業務内容についての基本的な考え方、業務の実績、担当者のスキル等の評価項目について、別に定める評価基準に基づき各評価委員が個別に評価採点し、その点数を合計する方法により得点を算出して行う。

4 最優秀提案者の選定

3により最も高い得点を獲得した者を、最優秀提案者として鳥取県行政経営推進課長が選定する。なお、最優秀提案者以外の者についても得点順に順位付けを行う。

5 手続等

(1) 担当部局（書類の提出先及び問合せ先）

〒680 - 8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県総務部行政経営推進課行政情報管理室

電話 0857 - 26 - 7613,7614

電子メール gyouseikeiei@pref.tottori.jp

(2) プロポーザル参加要領等の交付

ア 交付期間

平成18年9月12日（火）から同月19日（火）までの日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）を除く。）の午前9時から午後5時まで

イ 交付場所

(1)に同じ。

(3) 参加表明書及び業務実績の提出

ア 提出方法

本件業務に係る企画提案書の提出を希望する者は、参加要領に基づき参加表明書を作成し、業務実績に係る契約書等の写しを添付して、持参又は送付すること。

なお、送付による場合は、書留郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便（以下「信書便」という。）の役務のうち書留郵便に準じるもの（親展扱いとすること。）によること。

イ 提出場所

(1)に同じ。

ウ 提出期間及び時間

平成18年9月12日（火）から同月22日（金）までの日（日曜日、土曜日及び休日を除く。）の午前9時から午後5時まで

なお、送付による場合は、同日午後5時までに到着したものに限り受け付ける。

(4) 企画提案書の提出

ア 提出方法

(2)により交付するプロポーザル参加要領に基づき企画提案書を作成し、持参すること。

イ 提出場所

(1)に同じ。

ウ 提出期間及び時間

平成18年9月22日（金）から同月29日（金）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前9時から午後5時まで

(5) 質問の受付

ア 提出方法

この公告による選定について質問がある場合には、プロポーザル参加要領に基づき質問書を作成し、電子メールを利用して提出すること。

イ 提出場所

(1)に同じ。

ウ 受付期限

平成18年9月26日(火)正午まで

(6) 競争入札参加資格審査申請書の提出先及び問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県総務部庶務集中局物品調達室物品調達担当

電話 0857-26-7431、7432又は7433

6 契約の締結

4により最優秀提案者として選定された者と契約締結の交渉を行う。契約交渉が不調のときは、得点順に順位付けを行った上位の者から順に契約締結の交渉を行う。

7 その他

(1) 契約書作成の要否

要

(2) 関連情報を入手するための照会窓口

5の(1)に同じ。

(3) 詳細は、プロポーザル参加要領による。